

# 第1章 市町村合併の沿革

## 第1節 明治・昭和の大合併

### 1 明治の大合併

「市制町村制」（明治21（1888）年法律第1号）が、明治22年4月に施行され、日本で初めてとなる近代的な地方自治制度がスタートすることとなった。それに伴い、行政上の目的（教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理）に合った規模と自治体としての町村の単位（江戸時代から引き継がれた自然集落）との隔たりをなくすために、町村合併標準提示（明治21年内務大臣訓令第352号）に基づき、300戸から500戸を標準として全国的に行われた町村合併は、「明治の大合併」と呼ばれている。

これにより、明治21年末に71,314あった全国の町村数は、翌22年には15,859市町村（39市15,820町村）に減少し、約5分の1となった。

県内においても、1,245町村<sup>1</sup>（309町936村）から237市町村（1市14町222村）へと減少した。

### 2 昭和の大合併

明治の大合併以降も全国の市町村数は緩やかに減少し、大正11（1922）年には12,315になった。昭和21（1946）年に公布された日本国憲法では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と規定され、昭和22（1947）年には地方自治法が施行された。その年の全国の市町村数は10,505（210市1,784町8,511村）となり、県内では224（2市50町172村）となった。

第二次世界大戦後に制定された新しい憲法の下では、地方自治の確立が大きな課題となり、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務や権限を住民に身近な基礎的な地方公共団体である市町村に配分すべきであるとされた。しかしながら、当時の町村の中には著しく規模が小さく、行財政上の能力が乏しいものが多く、新たな事務や権限を円滑に受け入れる体制を整備することが必要となった。そこで、「町村合併促進法」（昭和28（1953）年法律第258号）が、昭和28年10月に施行され、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口規模である約8,000人を標準として、町村の合併が進められた。また、これに続き、「新市町村建設促進法」（昭和31（1956）年法律第164号）が、昭和31年に施行された。この

---

<sup>1</sup> 明治21年の秋田県の町村数は、明治19年9月27日の内務省「秋田県各郡町村便覧」の数字である。

二つの法律の下、国と都道府県の主導で全国一律に進められた市町村合併は、「昭和の大合併」と呼ばれている。

この結果、昭和28年10月に全国で9,868（286市1,966町7,616村）あった市町村の数は、昭和36年には3,472（556市1,935町981村）に減少し、約3分の1となった。

県内においても、224（4市51町169村）から72（8市40町24村）へと減少した。

項目	【明治の大合併】	【昭和の大合併】
時期	明治21年4月～ 明治22年末 市制町村制公布後	昭和28年10月～ 昭和36年6月末 町村合併促進法施行後
合併基準	基礎的な地方自治体の最小規模 300～500戸を標準	一中学校の設置規模 人口8,000人を標準
全国の市町村数の変化	71,314 ↓ 約5分の1に減少 15,859（39市15,820町村）	9,868 ↓ 約3分の1に減少 3,472（556市1,935町981村）
県内の市町村数の変化	1,245 ↓ 約5分の1に減少 237（1市14町222村）	224 ↓ 約3分の1に減少 72（8市40町24村）

### 3 昭和の大合併後の市町村の動き

昭和の大合併後、秋田県内では、大潟村の誕生、2件の合併、町制施行が行われた。

秋田県内の動き（昭和36年6月以降）

年 月 日	動  き	市町村数
昭和37年 9月 1日	山本村が町制施行 → 山本町	72
昭和38年 11月 1日	藤里村が町制施行 → 藤里町	72
昭和39年 10月 1日	大潟村誕生	73
昭和40年 9月 1日	八竜村が町制施行 → 八竜町	73
昭和42年 12月 21日	花矢町が大館市に編入	72
昭和44年 4月 1日	太田村が町制施行 → 太田町	72
	協和村が町制施行 → 協和町	
昭和45年 4月 1日	大内村が町制施行 → 大内町	72
昭和45年 11月 1日	琴浜村が町制施行 → 若美町	72

昭和 47 年 4 月 1 日	雄和村が町制施行 → 雄和町	69
	花輪町・八幡平村・尾去沢町・十和田町の 4 町村が合併、市制施行 → 鹿角市	
昭和 49 年 4 月 1 日	東由利村が町制施行 → 東由利町	69
	仙北村が町制施行 → 仙北町	
昭和 49 年 6 月 1 日	井川村が町制施行 → 井川町	69
昭和 50 年 9 月 1 日	西目村が町制施行 → 西目町	69
昭和 55 年 11 月 1 日	鳥海村が町制施行 → 鳥海町	69
昭和 61 年 3 月 1 日	千畑村が町制施行 → 千畑町	69